

(一社) 青森県フェンシング協会 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県フェンシング協会（以下、「本会」という。）の会員が、スポーツ庁が平成30年12月策定した「スポーツ団体ガバナンスコード」で示した原則・規範に基づき、コンプライアンスを遵守し、透明性の高い事業運営を行うことによって、不祥事案の発生を防ぎ、県民からの信頼を確保することを目的とする。

(対象者の範囲)

第2条 この規程において会員とは、本会定款の第6条に規定する正会員をいう。

(遵守事項)

第3条 会員は、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令や本会もしくは本会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反してはならない。
- (2) 法令に基づく適切な情報開示をしなければならない。
- (3) 公正かつ適正な会計処理をしなければならない。
- (4) 職務やその地位を利用して自己の利益を図り、斡旋・強要等を行ってはならない。金銭の不正受給をしてはならない。
- (5) 暴力行為やハラスメント行為を行ってはならない。
- (6) 差別行為を行ってはならない。
- (7) 個人のプライバシーを侵害してはならない。
- (8) ドーピング等、薬物の使用をしてはならない。
- (9) 不適切な SNS 利用をしてはならない。
- (10) 反社会的な勢力や団体と一切の関係を持つてはならない。

(調査委員会の設置)

第4条 会員が本会の活動に重大な妨害を与えた場合、または規約に違反した場合、定款10条に基づき、理事会は速やかに調査委員会を設置しなければならない。

2 調査委員会は、常任委員により構成される。定員は若干名とする。

(公正な調査及び審査、懲罰の原案作成)

第5条 調査委員会は公正な調査及び審査を行い、さらに本会定款の第9条に基づき懲罰の原案を作成しなければならない。

2 懲罰の原案については、全会一致を原則とする。

(社員総会への報告)

第6条 調査委員会は社員総会に調査内容を報告し、懲罰の原案を提示しなければならない。

2 懲罰の対象となる会員に十分な弁明の機会を与えるように、最大限配慮しなければならない。

3 決議は、本会定款第24条2項に基づき、全正会員の3分の2以上の多数をもって行われなければならない。

(不服申し立て)

第7条 懲罰に対する不服申し立ては、理事会で解決されるものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和3年4月1日より実施する。